

「畿内の四至」の防御地点としての性格について

——関塞の存在の可能性——

佐々木 高 弘

- I. はじめに
- II. 歴史学における研究と成果
- III. 本稿の方法
- IV. 「畿内の四至」の特性
- V. 関塞の存在した可能性
- VI. 関塞の立地条件と防御地点の構造
- VII. 名壘の横河の関塞の性格について
 - (1) 関塞の立地条件
 - (2) 関塞の現地比定
 - (3) 補説——壬申の乱と名張について——
- VIII. 結 語

I. はじめに

畿内とは王城の地であり、京師周辺の一定の範囲、テリトリーと言えるだろう。畿内の四至というのは、その範囲を定めた四地点のことである。史料における畿内の初見は、『日本書紀』改新詔の第二条で、「置_二畿内国司郡司……」とあり、その範囲については「凡_二畿内東自_一名壘横河_一以来。南自_二紀伊兄山_一以来。西自_二赤石櫛淵_一以来。北自_二近江狭々波合坂山_一以来。為_二畿内国_一。」¹⁾と規定されている。行動科学的なとらえ方（後述）をするのならば、この畿内は、あらゆる集団及び個体が自己の生活空間を確保するに際し行いう最も基本的な、なわばり行動(territoriality)とすることができであろう。

畿内の四至については、従来、歴史学の分野において、畿内制の実施時期や大化改新の存否を議論する上の一つの手がかりとして考察されることが多かった。というのは、詔の条文のうち、この畿内についての条文が後の令文に類似

をもたないのである。この詔の条文の畿内が四地点で表示されているのに対して、大宝令、養老令の畿内は四国で表示されており、この違いが大化当時の実状の反映ではないかと考えられるからである²⁾。

歴史学の分野においては、条文の読み方から、中国の畿内制との比較、畿内という表現の史料上における時代的頻度、律令制の成熟度との関係まで、記述された断片的な史料をもとに、従来の古代史の成果の文脈の中で、この畿内制の復原を行っている。

本稿では、これら歴史学の成果について若干論じたのち、本稿の方法を述べる。

II. 歴史学における研究と成果

歴史学において畿内の四至がどのように解釈されているのかについて述べておく。

①先に述べた条文「置_二畿内国司郡司……」の読み方に問題がある。それは、条文の読み方が3通り可能であり、したがって3通りの解釈ができるのである。(1)「畿内と国司と郡司」と三者並列に読む。(2)「畿内の国司と郡司」と読んで畿外は関係外とする。(3)「畿内国の司と郡司」と読んで畿内国を一つの国と見る³⁾。読み方に関しては(3)が大方の支持を得ている。しかしそう読むことによって「畿内国」という表現の解釈が問題になってくる。一つは、畿内国という表現は国郡制が確立されていなかったために使われた、従ってこの条文は国郡制の確立する以前のものであるという解釈⁴⁾、もう一つは、国郡制はすでに確立されていたが、畿内を国をこえた一体のものとして考えていたため、この

ような表現がとられたのではないかとする解釈⁹⁾である。この問題は、次にあげる点や実施時期の問題とも関連している。

②四地点で範囲を示す畿内については、曾我部が四地点表示の畿内は北魏の平城型をモデルにしたものであると指摘し⁹⁾、上田や長山らも支持している。しかし門脇は、日本の畿内が方千里の方形ではない点から別のものとする⁷⁾。

また四地点表示と国郡制との関係については次のような見解がある。まず、関は四至で示すのは国の区分が存在していないことを暗示している⁸⁾とし、同様に上田も国郡制の確立していなかった時期、つまり大宝令以前のものであったことを物語っていると⁹⁾。それに対し長山は、四地点で範囲を示せるのは、地方行政区画が暗黙の前提になっているのではないかと考え、国郡制の確立期において行われたものとする¹⁰⁾。八木は交通路上の境界点であって地域的なひろがりを示すものではないのであるから、畿内を構成する諸国が存在した段階でも差支えないとする¹¹⁾。これに対し門脇は、四至畿内は地域的なひろがりを持った実態的領域であった¹²⁾と考える。

以上の見解は、国郡制の確立期をどの時期に特定するかによって、次の畿内制の実施時期の問題とも係わってくる。

③実施時期については、大化以前に実施されたとする説、大化2年に詔のとおり実施されたとする説、天武期に実施されたとする3つの説がある。

大化以前とする説として、関は改新が発し新しい権力の主体がはっきりした時、その権力を掌握した一群の中央豪族の古くからの居住地域が特別区域として定められた¹³⁾と考え、門脇も畿内国の範囲の実態は改新よりはるか以前に形成されていたと考える¹⁴⁾。大化に実施されたとする説は、改新の詔をそのまま史実と認めている。天武期とするのは長山・上田・八木らであるが、その根拠は必ずしも一致していない。長山は先に述べたように、四地点で畿内の範囲を示すことができたのは、地方行政区画が暗黙

の前提となっていたためであるとし、畿内制の成立を国郡制の確立した天武期であるとする¹⁵⁾。これに対し上田は、畿内国という表現は、国郡制の確立していた時期に存在するはずはなく、国郡制の確立する大宝令以前に使われた表現ではないかとする。これらの点より、四至畿内の成立時期は天武朝、飛鳥浄御原令施行以前がふさわしいと考える¹⁶⁾。両者の四至畿内に対するとらえ方がこのように違うにもかかわらず、実施時期について天武期という一致をみたのは、長山と上田が上に述べたように、国郡制がどの時期に確立したのかについて、それぞれくい違っているからである。八木も天武期に畿内が成立したとみるが、畿内国の存在は認めていない。八木は、畿内とは行政区画としてではなく武装地域であったと考え、天武期に畿内の武装化が進められていた点を指摘し、天武期を選ぶ¹⁷⁾。

④畿内とはどのような地域であったのかという点については、①、②、③で検討した結論というかたちで、単一の国¹⁸⁾、国をこえた一体のもの¹⁹⁾、まとまりのある領域²⁰⁾、軍事的防衛地域²¹⁾、官人の供給地域²²⁾など色々な解釈がなされているが、要するに、一つのまとまりのある特別な地域という点では一致している。しかし、この畿内の地域的特性については、これ以上、歴史学ではつこんだ議論はされていない²³⁾。

以上のように歴史学における四至畿内の解釈に関しては、①詔の読み方、④畿内とはどのような地域であったのかという点については一致を見ているが、②四地点表示、③四至畿内の実施時期については意見が分かれている。②、③について意見が一致する点は、四至畿内が四畿内に先行するという点である。いずれにしても、四地点表示の解釈と実施時期については、当然関連性があり、長山の言うように「そもそも畿内の範囲を示す四つの地点がなにゆえにえられたのかということも考えてみなければならない」²⁴⁾のであろう。

以上のように、四至畿内について一致した見解がみられないのは、古代という史料の少ない時代を復原せねばならないために、研究対象そ

のものではなく、いわば間接的な史料をもって考察を進めなければならない点、それに加えて同じ分野で同じ観点からの考察が議論を堂々巡りさせているのではないか。例えば、四至畿内の実施時期の場合、国郡制の確立期がどの時期なのかといった間接的な問題が決め手となっており、更にこの点をどう理解するかで、①、②、④の解釈が変わってくる。歴史学という時間を軸に記述された史料を断片的につないでいく作業においては、このような方法はやむを得ないのかもしれない。そこで本稿では、歴史学のように時間に軸をとるのではなく、四至畿内を人間集団が一定の空間を占有する地理的行動の一例として捉え、「畿内の四至がどのような目的で選定されたのか」について何らかの答えを提出することを試みる。

III. 本稿の方法

ここでは、筆者の依拠する方法である行動地理学的方法について述べてみたい。

行動地理学とは、J. R. Gold の言葉をかりるならば、「Behaviouralism それ自身明確な定義や特殊なテーマを持っているのではなく、むしろ外観的であらゆる範囲を含む大きなアプローチ」²⁵⁾ということになる。そして研究のテーマはあくまでも人間であるという点を強調する。J. R. Gold は更に行動地理学的研究の特徴として、学際的な性格をあげている。心理学や行動学はもとより、社会学・人類学・計画学・建築学・比較行動学などからの成果は、研究対象に応じて考察を進めて行く上での重要なアイデアとなりうると指摘する²⁶⁾。本稿では、行動地理学の動向や、詳しい理論的問題は他書²⁷⁾へ譲るとして、問題となっている四至畿内を行動地理学的にアプローチする点に専念したい。

さて、その四至畿内を行動地理学的に人間の行動面より捉えると、行動科学の領域行動(territoriality)の一部分としてみることができる。史料における記述は、人間行動の結果の一部であると考えられる²⁸⁾ならば、『日本書紀』に記述された四至畿内も、いくつかの行動の文脈で

構成される領域行動の一部分でしかない。歴史学が記述された断片的な史料を時間を軸につないでいくのと同様に、行動科学で明らかにされた領域行動の文脈を軸に、記述された領域行動の一部分でしかない、四至畿内を本稿で明らかにしたい。

筆者はかつてこの観点から、四至畿内について考察を行った²⁹⁾。それは、なぜ点で領域を表示するのかという点について、領域行動に関する行動科学の成果に依拠しつつ考察するものであった。その行動科学の領域行動とは、鳥以外の動物が領域を認知する場合、全体としての領域を展望できないため、場所と道のネットワークによって行う³⁰⁾というものである。この比較行動学(ethology)の成果をヒントに、筆者は、四至表示の畿内は、都城・郡家・駅家と主要交通路とのネットワークによって認知されていたのではないかと、そして律令制の確立が、土地と人民の数量的掌握という面的なもの、条里制・条坊制という面的な領域認知であるのに対し、このネットワーク認知は、それ以前のものではないかと考えた。この結論を従来の歴史学の研究へ還元すると、例えば長山のいう「四つの地点を持って範囲を示すことができるのは、地方行政区画が暗黙の前提になっていればこそ」という観点から「国郡制が成立していなかった大化のはじめに、詔に示されたような畿内制がはたしてありえたのか」という論の進めかたに異議を提出することになる。

長山は四地点表示をもって面的な領域認知と考えているようだが、そうではなく、ネットワークによって領域を認知していたにすぎず、面的な認知には至っていなかったと考えれば、地方行政区画が暗黙の前提とする必要もなく、時代を国郡制の確立期へ持っていく必要もない。むしろ国郡制の確立期に面的な認知が可能になり、四国表示の畿内が成立したと考えた方が無理がないのではないかと。

領域行動を行動科学では territoriality (なわばり行動)と呼ぶが、この行動は、防衛行動(defensive behaviour)³¹⁾、同じ種のライバル

に対する領域の表示³²⁾、そしてネットワーク認知といった一連の文脈において形づくられている³³⁾。四地点表示という行動は、このような行動と一連の文脈でつながっている。したがって、先述した行動軸で四至畿内を見ていくのならば、記述されなかった行動が、この問題を解く一つの手がかりとなるのではないか。そこで前稿においてはネットワーク認知という点から考察したが、本稿では防衛行動に焦点を当て、畿内の四至について考えてみたい。

ここで、行動科学における防衛行動について若干紹介しておく。territoriality（なわばり行動）において最も基本的な行動が闘争とされている³⁴⁾。つまり、領域（territory）は「防衛される地域」³⁵⁾と定義できるのである。そして「動物の世界でも国際政治でも、侵入者にたいして防衛することのできない地域は、私的なテリトリー、あるいは領土とみなされない」³⁶⁾のである。以上のように行動面から考えてみると、古代における畿内は、軍事的な緊張時期（例えば天武期）にかかわりなく、常に防衛されなければならない地域であったはずである。そこでもう一度、畿内の四至の特性について論じ、その特性を防衛行動の面より考えてみる。

IV. 「畿内の四至」の特性

歴史学においてすでに述べられた解釈も含めて、筆者なりに四至畿内の特徴点を若干述べておく。そして四至畿内の特徴点が先述した territoriality の文脈中において、どのような意味を持っているのかを探り、畿内の四至がなにゆえに選ばれたのかについて考察する。

まずは畿内の四至の特性であるが、

①範囲を四地点で表示しているという点がまずあげられる。この点に関しては、すでにいずれの論考においても指摘されているとおりで、特に後の四畿内（国で表示）と比較されている。先述したように筆者はすでに領域のネットワーク認知という観点から、この点について論じた。

②国で表示した四畿内の範囲を超えている点については、従来からすでに述べられて来てい

るが、長山はこの点について「四地点は、紀伊国にかなり入りこんでいる兄山は別として、畿内との接点あるいはそれにきわめて近い地点であり、畿内の領域をしめすために畿内の外側でこれに接する地点が選ばれたにすぎない。したがって、詔の畿内、つまり天武朝の畿内は、令制の畿内とほとんどまったく重なっていると考えてよいであろう。」³⁷⁾と述べている。本稿では、四畿内の範囲に近かったにせよ、遠かったにせよ、面的に領域を認知した四畿内とは範囲が違っていたという点から、単に行政区画として線引きしたのではなく、何らかの違う理由でこれらの場所が選ばれたという点を指摘しておきたい。

③表示法の不統一性については先学において指摘がなかったと思われる。南限の紀伊の兄山と北限の近江の狭々波の合坂山が国名が先にあげられ、地点が表示されているのに対して、東西の名壑、赤石は郡ないしは郷の名称である点、また北限の近江のみ3つの地名が並べられている点、そしてこの点については統一する必要があるかどうかは別にして、実際に表示物として選定されているのが、山・河川・海岸線というように不統一である点である（表1）。

表1 「畿内の四至」の表示法

	国	郡	郷	山	河	その他
東：名壑の横河	—	+	+	—	+	
南：紀伊の兄山	+	—	—	+	—	
西：赤石の櫛淵	—	+	+	—	—	櫛淵
北：近江の狭々波の合坂山	+	—	—	+	—	狭々波

防衛行動に焦点をしぼって以上の3つの特徴点を見てみよう。①の四地点表示は、交通路上の防衛点と考えることができる。そう解釈すると、長山の指摘する四地点表示が行政区画の役割を果たせるのかという疑問点も考える必要がなくなってくる。②の四畿内の範囲を超えているという点も、行政区画としての境界ではなく、防御地点としての境界であったと考えれば、行

政区画が目的と考えられる四畿内の境界と差異が生じてくる点も納得できる。また、防衛領域はその領域の主体の地位が確立した時、範囲が縮小されることが指摘されており³⁸⁾、律令制の確立に伴って施行された四畿内が、四至畿内の範囲を縮小した形である点からも、防衛を第一の目的とする必要がなくなり、行政区画としての線引きが可能になった点と、逆に四至が防衛を目的として設置された可能性を示唆している。③の表示の不統一性についても、実際に守るべき地点を選定した結果を反映していると考えられる。

このように、畿内の四至は行政区画の境界点としてではなく、防御を目的とした境界点であったと解釈した方が、以上の特徴点をうまく説明できるのではないか。次にこの仮説をより確かなものにするために、この四地点が防御点であったのなら、おそらくは設置されていたであろう関塞について、史料からその存在の可能性を検討する。

V. 関塞³⁹⁾の存在した可能性

史上著名な古代の関(関塞)は愛発・不破・鈴鹿の三関の他、竜田・大坂の関なども知られている。しかし本稿の対象である四至については具体的に関として史料上に名があがってこない。とはいえ古代の関一般についての史料を見てみると、著名な関以外にも、各要地に関が存在したと思われる点や、間接的ではあるが、四至に関塞が存在したのではないかとさせる史料なども見られる。それらの史料は以下に示すとおりである。

①先に紹介した改新の詔「初修_二京師_一。置_二畿内国司郡司_一。関塞。斥候。防人。驛馬。伝馬_一。及造_二鈴契_一。定_二山河_一。」⁴⁰⁾に、関塞の設置の記事がみられる。しかしこれだけでは、四至に関塞が設置されたのかどうかはわからない。

②『令義解』「関市令」⁴¹⁾によると、各要地に関が設けられていたと考えられる。

③『続日本紀』文武天皇慶雲元年六月丁巳。「勅。諸国兵士。国別分為_二十番_一。每番十日。

教_二習武藝_一。必使_二齊整_一。令修以外。不得_二雜使_一。其有_二関須_一守者。随_二使斟酌_一。令_二足_一守備_一。」⁴²⁾の記事によると、国ごとに関があったと思われる⁴³⁾。

以上、史料において具体的に名のあがっている関以外にも、要地または国ごとに関が設置されていた可能性について指摘した。次に、四至に関連があると思われる記事にふれてみたい。

④『万葉集』神亀元年天武天皇紀伊行幸の際の歌⁴⁴⁾の反歌の中に「吾が背子が跡ふみ求め追ひゆかば紀伊の関守い留めなむかも」とあり、紀伊の関の存在をうかがわせる。

⑤『古事記』の「垂仁天皇 本牟智和氣王」に「すなわち曙立王、菟上王の二王をその御子に副へて遣はしし時、那良戸よりは跛盲遇はむ。大坂戸よりもまた跛盲遇はむ。ただ木戸ぞこそ掖月(戸)の吉き戸とトひて出で行かしし時…」⁴⁵⁾とあり、木戸が紀伊の関塞と考えられる⁴⁶⁾。

⑥『令義解』「関市令」に「摂津の関」とあり、須磨の関を指すのではないかといわれている⁴⁷⁾が、場所的には摂津と播磨の境界に近く、四至の一つであった可能性は指摘できる。

⑦『日本書紀』嵯峨天皇弘仁元年九月に「人心騒動。仍遣_二使鎮_一固伊勢。近江。美濃等三國府并故関_一。」⁴⁸⁾とあり、「合坂山」が三関の一つに加わったといわれている⁴⁹⁾。

④、⑤、⑥、⑦は、四至に場所的に近いところに立地する関についての史料である。これらは、時代的に四至とは前後に若干離れてはいるが、②、③のように、国ごとの要地に関が設置されたのであれば、場所的に近いことから、同じ地点であった可能性は高いと考えられる。

以上の7点によって、先に述べた territoriality の文脈から導き出した「防御点(関塞)としての畿内の四至」という筆者の仮説が、史料上において一応支持されたと考える。次に、具体的に四至が関塞の立地場所としての性格を有していたのかを論じる前に、関塞が立地するのに必要な条件と、防衛地点がどのような構造であったのかについて述べておく。

VI. 関塞の立地条件と防御地点の構造

関塞の立地条件として第一にあげておかねばならないのは、関塞を守る軍団についてであろう。そしてその軍団の存在を可能にする駐屯地、水資源が具体的な立地条件となる。また関塞は交通の要衝を選んで設置されており、交通路の通過場所という点も条件となるであろう。更に侵入者の状況を知るためには、眺望のきく場所も備えておかねばならない。

次に、具体的に関塞はどのように機能していたのかという点から、防御地点の構造⁵⁶⁾を考えてみたい。数少ない史料から次の様な点が考えられる。『統日本紀』に鈴鹿の関の規模をうかがわせる次の様な記事がある。宝亀十一年六月「鈴鹿関西中城大鼓一鳴」⁵⁷⁾、天応元年三月「鈴鹿関西中城門大鼓」⁵⁸⁾、天応元年五月「鈴鹿関城門。并守屋四間。」⁵⁹⁾これらの記事を総合すると、鈴鹿の関には城と呼ばれるものがあり、しかも西中城・西中城門とあることから、東中城・東中城門の存在が示唆される。また、それらの中に四間の守屋を配していたこともわかる。

木下良の言葉を借りるならば、「関は城の形態を整え、西城に対する東城、あるいはさらに北・南城の存在をうかがわせ、また城内に内城・外城の両郭があったものと考えられる」⁶⁰⁾のである。これはあくまでも鈴鹿の関についての記事であって、四至の関塞に全く同じ形のもを類推するわけにはいかないであろう。しかし、同じ古代に営まれた関ということで、この時期の関塞をイメージする際にも、念頭に入れておいてよいであろう。

関塞の機能に関して述べるのであれば、規模だけでなく、その背後のヒンターランドとの関係からも考える必要がある。藤岡謙二郎は「これら関所の背後に横たわるヒンターランドや国府との関係に於いてこそ、これら律令時代の関跡も論じられるべき」⁶¹⁾という点を強調し、大規模な軍団を想定し、関所へは本部である軍団から兵を分番派遣したのではないかと考えた。確かに『令義解』『軍防令』に「凡置_レ應_二守固_一

者。並置_二配兵士_一。分番上下。」⁶²⁾とあり、本部からの分番派遣といった状況がうかがえる。

もう一つ関塞の機能としてあげておかねばならないのは、眺望に伴う「烽」の存在であろう。『令義解』『軍防令』に「凡有_レ賊入_レ境。應_二須放_一烽者。其賊衆多少。烽数節級。並依_二別式_一。」⁶³⁾とあり、境界部に侵入する賊の情報を知らせるのに烽が使われており、当然関塞にも同様の役割が課されていたと思われる。また軍団と同様に、この烽にも兵の分番上下が行われていた⁶⁴⁾。

以上は関塞の立地条件と機能という観点からの指摘であるが、軍団の立地条件という観点から、官道や港・郡家・国府・関・烽との関係において論じるべきであることが、日野尚志によって指摘されている⁶⁵⁾。

以上をまとめると、防御地点には、関塞＋駐屯地＋烽といった構造、そしてそれらの立地を可能にする条件として、①交通路、②軍団の空間、③水資源、④眺望のきく場所があげられる。次にこれら関塞の立地条件と防衛地点の構造とが満たされる場所の性格を、四至として選定された場所が持っているのかについて、東限に位置する名壑の横河を事例に論じていく。

VII. 名壑の横河の関塞的性格について

畿内の東限にあたる名壑の横河（図1）は、足利健亮が、横河が「現在の名張川であることは、その流路がみごとに正東西であることから、疑問の余地はない。横大路は東西方向の大路である。その時代は、東西方向を横と称する時代であったと考えて誤りない」⁶⁶⁾というように、現三重県名張市の名張川（図2）であったとするのが定説となっている。この横河は、『日本書紀』の壬申の乱の記事で大海人皇子が東国入りに際してとった進路に出てくることで知られている。「到_二大野_一。以日落也。山暗不_レ能_二進行_一。則壞_二取當邑家籬_一。為_レ燭。及_二夜半_一。到_二隱郡_一。焚_二隱驛家_一。因唱_二邑中_一。曰。天皇入_二東国_一。故人夫諸参赴。然一人不_レ肯来_二矣。将及_二横河_一。」⁶⁷⁾という記事で、大野

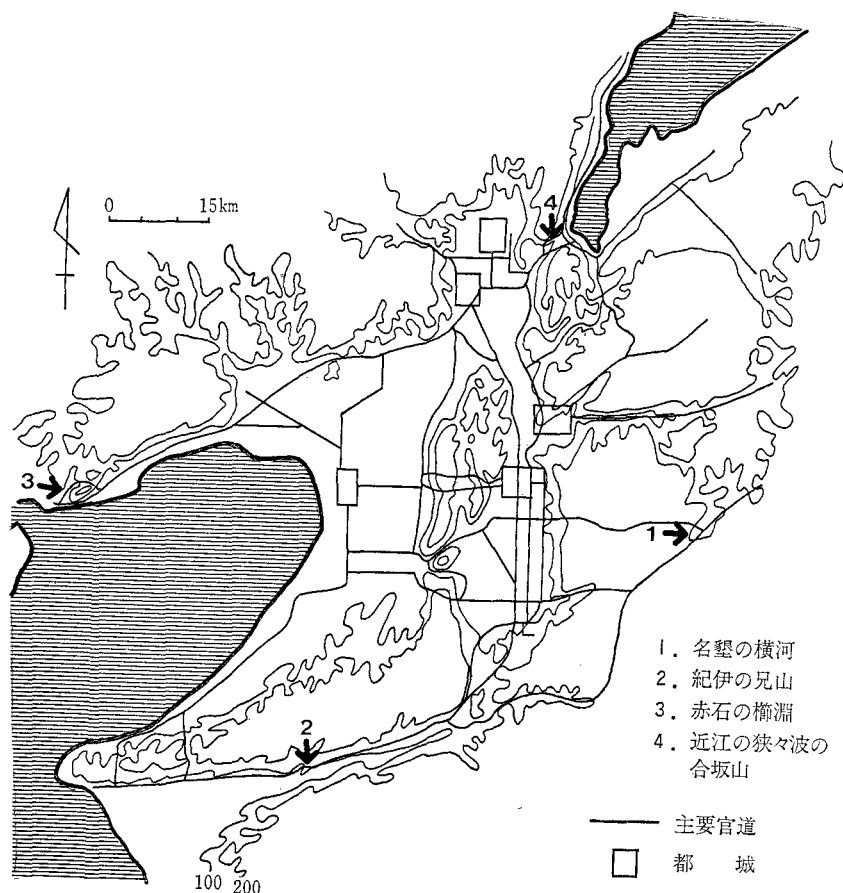


図1 「畿内の四至」の位置想定図

注 2), 51), 56) などにより筆者作成

とは現在の奈良県宇陀郡大野，そこから隠郡に到り，隠驛家を通過し，横河に至っている。図2に見るとおり，確かに名張川を横河と考えるのが，以上の点より考えて妥当であろう。

この名張川が横河であったとするならば，この周辺に先に述べた関塞を立地させるだけの条件が備えられているのかを見て行かねばならない。そこで次に，フィールドワーク・空中写真・字名の検索等より，場所の性格を見ていく。

(1) 関塞の立地条件

この時代の交通路が，名張盆地に入っどどのコースを通ったのか，考えられるコースは大き

くわけて2通りある。一つは宇陀川右岸，もう一つは宇陀川左岸を通るルートである。

右岸ルートを支持するのは『名張市史』で，そこでは鹿高より渡河して矢川→丈六→相楽→中村と通り横河へ至るルートを示し，横河での渡河点は夏見坊垣（図3）あたりではないかとする⁶²⁾。足利もほぼこのルートを支持しているが，横河での渡河点は瀬古口（図2のA）と考える⁶³⁾。福永正三は駅家を右岸の中村に比定しており⁶⁴⁾，右岸ルートを支持していると考えられる。

これに対し，左岸ルートとみているのは藤本利治で，初瀬街道と大和高原上の上笠間から笠

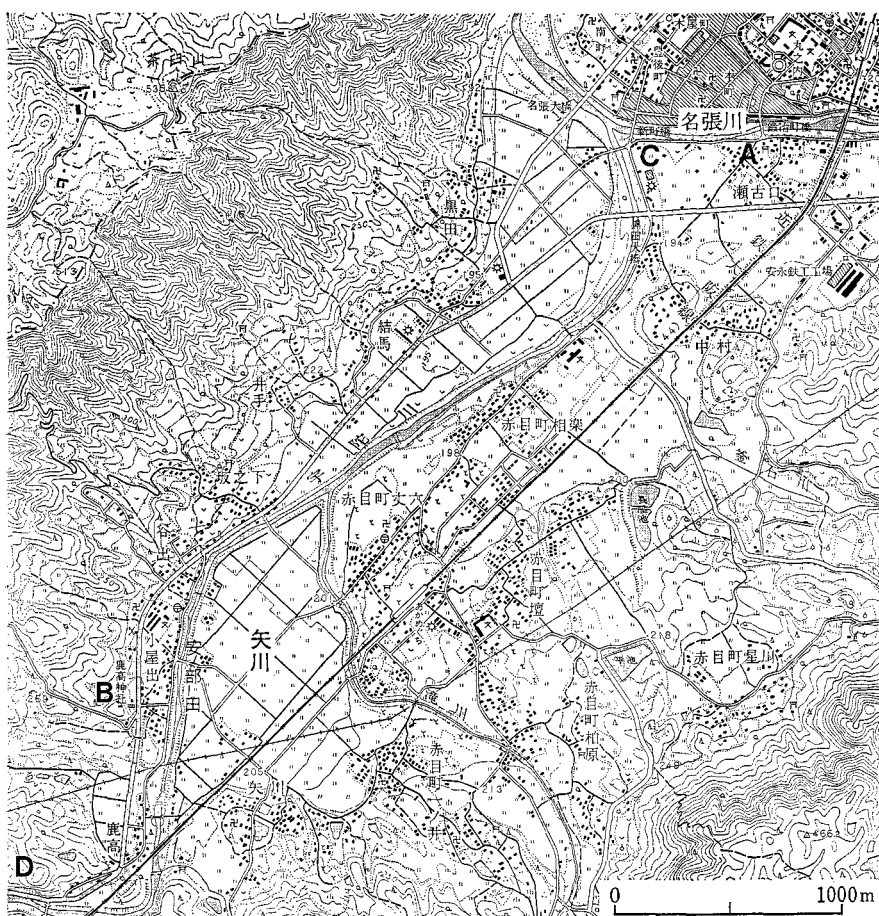


図2 名張川（横河）の周辺

間峠を越えて坂之下に下る道と、上笠間から分れて深野を過ぎる道が合することから、安部田の大殿（図2のB）に駅家を比定している。

いずれにせよ、先にあげた『日本書紀』の記事によると、駅家を通過した後に横河に至っており、宇陀川のどの地点を渡河したかが違っていても最終的には右岸に交通路が通っていたであろう。駅家の位置については軍団とも関連してくるので次に述べる。

先に述べたように、軍団が駐屯するには、それなりの広さの空間が必要で、左岸に比べ右岸の方がはるかにその条件を満たしているといえる。律令時代の軍団については藤岡が国府や郡衙との関係において考察すべきであると述べ⁶⁶⁾、

日野も「軍団が郡家と同所か非常に近い位置に所在し、官道にも近く位置していた」⁶⁷⁾と主張し、金坂清則は律令制的な地域整備計画という概念のもとに、軍団が国府・郡家・駅家・国分寺・国分尼寺等の諸施設、または官道との関係において存在した点を論じている⁶⁸⁾。ここでの軍団についても同様に考えられるのならば、郡家や隠駅家の位置が重要になってくる。

隠郡家について『名張市史』は、当時名張の集落があったと考えられる中村の広保（図2のC）あたりに比定する⁶⁹⁾。福永も同様に中村を候補地としてあげている⁷⁰⁾。また『名張市史』は『黒田庄誌』に鎌倉時代の東大寺文書に「名張字大垣戸」「名張一井」「名張長屋」という地

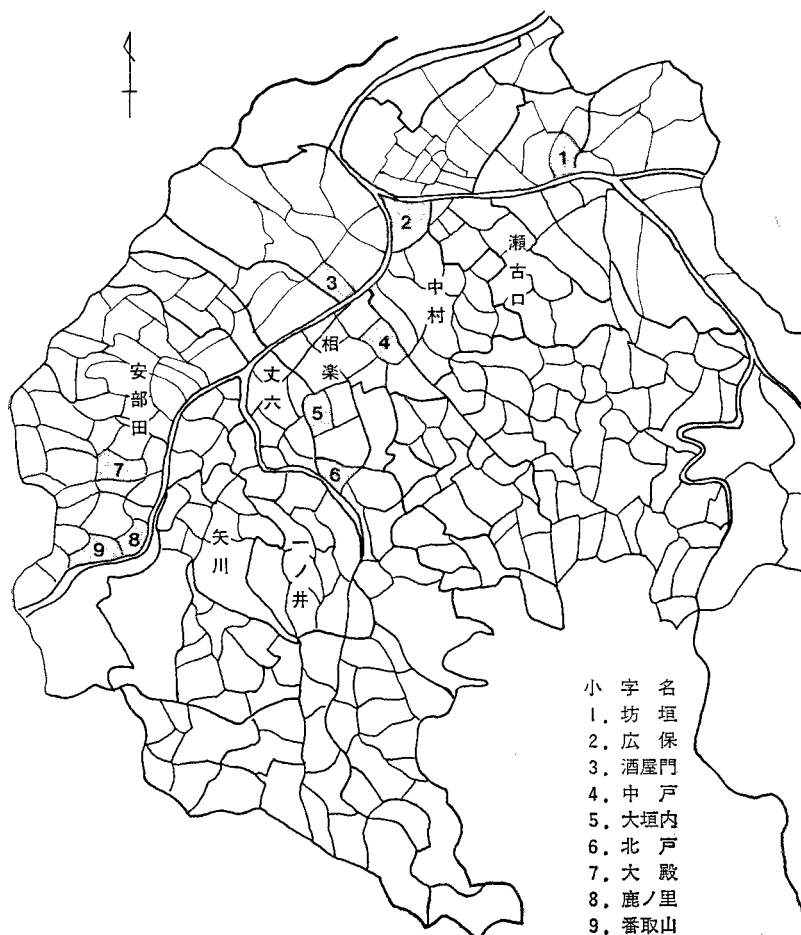


図3 名張周辺の小字図（名張・錦生・赤目・箕曲）



写真1 名張盆地から見た「番取山」

名があることから、鎌倉時代にも矢川・中村方面を名張と呼んでいた証拠とする⁷¹⁾。

以上の点より軍団が駐屯する条件を満たしているのは、宇陀川右岸、中村・相楽の辺りかと思われる。

水資源に関しては、宇陀川をはじめ、この地にはいくつかの河川が流れており、条件を満たしている。

名張盆地と宇陀川沿岸ルートの交通路の両方面を眺望できる地点をフィールドワーク及び空中写真の実体視による可視・不可視領域⁷²⁾を求めたところ、宇陀川が名張盆地へ入るあたりに見晴らしのきく小山が見出せた(写真1)。小字図(図3)と照らしあわせると、安部田の「番取山」(図2のD)であるとわかった。烽に関

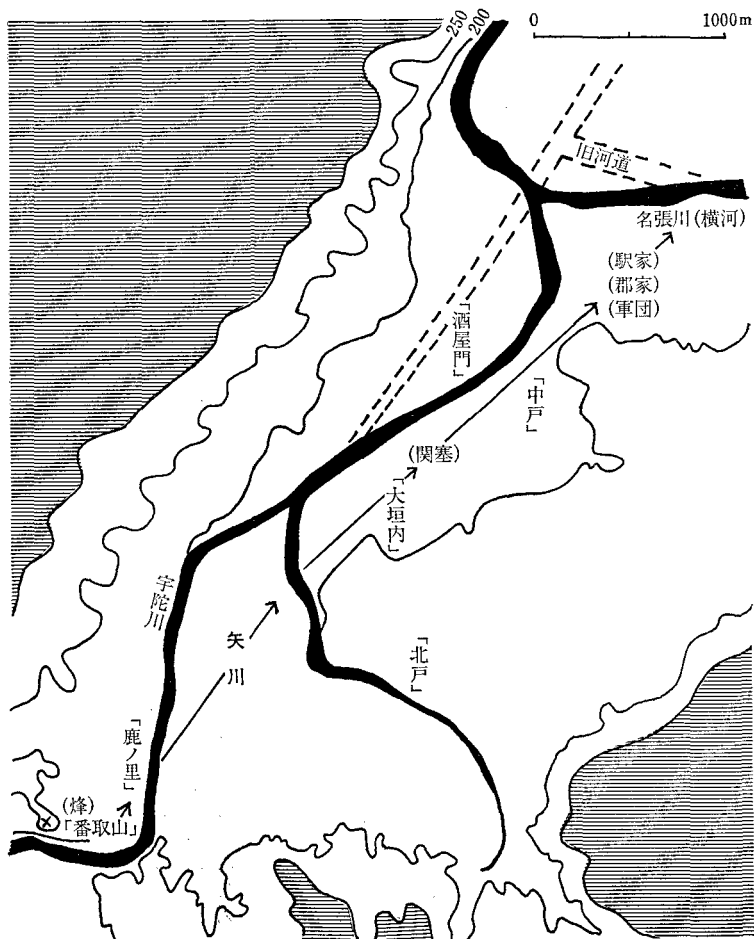


図4 「名鑿の横河」の関の構造想定図

する地名として九州沿岸に「番岳」⁷³⁾があり、この「番取山」も烽の存在を示唆しうる。また「番」という表現が当時烽を守る際に使用されたことは、『令義解』『軍防令』に「凡烽。各配=烽子四人。若無レ丁處。通取=次丁。以レ近及レ遠。均分配レ番。以レ次上下。」「凡烽。置=長二人。分番上下」⁷⁴⁾とある点からも知られる。以上によって、関塞が立地できる条件をこの地が有している点を一応指摘できたと思う。

(2) 関塞の現地比定

関塞+駐屯地+烽といった構造がこの地でどのように機能していたのか。先に述べたように

軍団の駐屯地は中村の辺りと考えられるので、この周辺で関塞を示唆するような小字名がないか検索した。まず注目されるのは、「中戸」「北戸」など、戸のつく小字名である(図3)。というのは、木戸など戸のつく地名は関跡においてよく見られ⁷⁵⁾、また、先にあげた『古事記』の記事においても、大坂戸・那良戸・木戸という表現を使用しているからである。また壇の「大垣内」は先にあげた東大寺文書によると、「大垣戸」とも書き、同様にこの小字も注目される。また宇陀川の左岸ではあるが、「酒屋門」という小字が見られる。酒屋は境の転訛とも考えられる⁷⁶⁾。しかも門とあるのは、先述した鈴

鹿関の城門を連想させる。左岸という点については関津とも解釈できるし、図4に示した旧河道が当時の宇陀川であったならば、この小字名の示す地は右岸にあったことになる。また『名賀郡史』によると「東大寺續要録」に守屋明神が黒田庄のどこかにあった⁷⁷⁾とされ、もしこの周辺にあったとすれば、岩田孝三のいう関跡には明神が残っているとの指摘⁷⁸⁾がここでもできる。

これらの点を総合すると、郡家・駅家のあったと考えられる中村に軍団の駐屯地があり、相楽の関塞に分派遣していたのではないかと。安部田の「番取山」に烽があったとすると、宇陀川から来る侵入者も、横河方面からの侵入者も監視でき、軍団へも、当然関塞へも烽によって知らせることができる。

このように、名壑の横河に関塞が設定されていたとすれば、この地の場所の性格から考えて、図4のような案が妥当であろう。

(3) 補説——壬申の乱と名張について——

最後に、関塞の存在と直接関係はないが、この地の畿内の境界部としての防御点の性格を示唆する出来事について、『日本書紀』壬申の乱の記事を中心に述べておきたい。

名張盆地に大海人皇子が入ってからの行動は、『日本書紀』の壬申の乱から知ることができる。それによると、まず夜半になって隠の駅家を焼いている。次に「天皇入=東国=。故人夫諸参赴。」と村中に拳兵の趣きを知らせて人を集めようとしたが、一人も参集するものはなかった。そして横河に至ってから占いをを行っている⁷⁹⁾。この一連の行動は何を意味するのか。もしこの地が先に述べたように、関塞が壬申の頃に存在していなかったとしても、戦闘に際して重要な守るべき地点であったのなら、ここで大海人皇子の一行と名張氏の間で戦闘があったと考えてもおかしくない。「焚=隠駅家=。」とはこのことを示しているのではないかと。『三国地誌』巻之七十九、伊賀国名張郡、神祠の鹿高神社の項に、「相伝う、壬申の乱に、天武帝此地に到り玉う

時、本邑田辺某夢の告ありて出迎う、時に春雨頻に降り、大水漲て如何ともすることなし、然るに、白鹿忽然として来り、帝を乗せ奉りて水を済す。今其地を呼で兵頭瀬と云、社の西涯にあり、一統後、勅ありて春日の神を此に祀り鹿高の明神と称す。』⁸⁰⁾とあり、『名張市史』はこれをもって大海人皇子が小字「鹿ノ里」あたりで渡河したのではないかと、当時の交通路の復原案を出しているが、この突然の大水とは何を意味するのか。雨が降り出したという点についても、『日本書紀』には、そのような記述は見られないばかりか、付近の民家の垣根を壊して燭の代りとしており⁸¹⁾、少なくとも大水の出るような雨が降っていたとは考えられない。このように考えると、この大水とは実際起った出来事ではなく、何か他の出来事を意味しているのではないかと。ここでの大水の役割は、大海人皇子の渡河阻止であり、従ってこの大水は、この地の抵抗、つまり名張氏の抵抗と考えられまいだろうか。渡河した対岸は矢川というが、『錦生村郷土資料』によると、この地名は、壬申の乱の際この地で戦闘があり、矢が川のように流れ打たれたことに由来するとあり⁸²⁾、その真意の程は断定できないが、乱後の論功行賞において名張氏がはずされたり⁸³⁾、名張郡司が伊賀氏にとってかわられた⁸⁴⁾事実からみて、この一連の出来事が地名として残り、また言い伝えられている点は、即座に作りごととして無視できないように思われる。

以上の、大海人皇子と名張氏との間に戦闘があったのではないかとという見解は、憶測の域を出ないし、またたとえ戦闘があったとしても、これをもって即座に関塞の存在と結びつけるわけにはいかないが、この地が交通の要所としての性格を持っていた点は指摘できたと思う。

Ⅷ. 結 語

畿内の範囲を示す四地点がなにゆえにえられたのか、という疑問点が本稿の出発点であったわけだが、歴史学の文脈ではなく、行動科学の territoriality (なわばり行動) の文脈から、

四至畿内の特徴をみていった。そして防衛行動という観点のもとに、主に関塞に関する史料を集め、四至とは関塞の設置を目的とした場所であったのではないかと考えた。そしてこの仮説を検証するために、四至の場所の性格が関塞の設置に適しているのかという点を、東限の名壑の横河を事例に検討した。関塞が存在したという確証は、発掘や確実な史料がない限り、得られはしないが、防御点としての性格を有している点は指摘できたと思う。また他の3つの地点についても別稿で述べる予定であるが、同様の指摘ができる⁸⁵⁾。

歴史学の文脈ではなく行動科学の文脈において考察を進めた結果を、歴史学に還元した場合、歴史学においてどのような評価を受けるかは別として、ただ言えるのは、天武期に実施されたのではないかと主張する長山・八木説の一部と一致する点である。それは畿内とは武装地域であったとする点と、四地点が防衛目的に設置されたとする点が一致する点である。しかし筆者は実施時期について言及することは控えたい。

本稿で指摘しなかったのは、領域とは防衛される地域であり、当然境界部においては防衛行動がとられ、したがって、畿内の境界部においても防衛行動がとられたのではないかとという点と、実際その場所の性格を見てみると、防衛に適した地点であったという点である。ただ問題が残るのは、四地点のみで畿内が防衛できるのかという点である。筆者は、territorialityの観点より見て、畿内の各要衝には、このような関塞がおかれていたのではないかと考えている。その中、この領域を畿内として制度化する際に、この四カ所がなぜ境界点(四至)として選定されたかという点になると、更に論を進めなければならない。先に述べたterritorialityで、境界の表示行動という点もあげておいたが、四至の選定要因にこの点も加えられるのではないか。つまり、いくつかある関塞のうち、境界表示としての条件(他者に認知されうる表示物としての性格)を持った場所がこの四至であったと考えられるのである。この点は、境界点として選

ばれなかった三関が、関塞としての性格は持っているが、他者に認知されうる表示物としての性格は持っていない点からも指摘できる⁸⁶⁾。よって、本稿の最初で述べた、なにゆえに四至が選定されたのか、という問いに対して、畿内の四至の選定要因の一つに「防御すべき地点の設定」という目的があったのではないかということを書いておきたい。

(大阪大学)

〔注〕

- 1) 『日本書紀』, 新訂増補国史大系, 吉川弘文館, 後篇, 1984, 224~225頁。
- 2) 長山泰孝「畿内制の成立」(坪井清足・岸俊男編『古代の日本 第5巻 近畿』, 角川書店, 1970), 232頁。
- 3) 関 晃「畿内制の成立」, 山梨大学学芸部研究報告5, 1954, 63頁。
- 4) 上田正昭「畿内及び近国の歴史的考察」, (京都大学近畿圏総合研究会編『近畿圏』, 鹿島出版会, 1969), 13頁。
- 5) 前掲 2), 235頁。
- 6) 曾我部静雄「日中の畿内制度」, 史林47-3, 1964, 35~58頁。
- 7) 門脇慎二「大化『改新』詔の『畿内』について」, 東アジアの古代文化(50号記念特大号), 大和書房, 1987, 35頁。
- 8) 前掲 3), 64頁。
- 9) 前掲 4), 13~15頁。
- 10) 前掲 2), 231~245頁。
- 11) 八木 充『律令国家成立過程の研究』, 塙書房, 1968, 344~345頁。
- 12) 前掲 7), 36頁。
- 13) 前掲 3), 67頁。
- 14) 前掲 12)。
- 15) 前掲 10)。
- 16) 前掲 4), 15頁。
- 17) 前掲 11)。
- 18) 前掲 3), 64頁。
- 19) 前掲 2), 239頁。
- 20) 前掲 7), 36頁。
- 21) 前掲 3), 66頁。4), 15頁。11), 345頁。
- 22) 前掲 4), 15頁。
- 23) 歴史学において、武装地域等の意見も出されて

- はいいるが、①、②、③で述べたように、詔の読み方や、実施時期の問題に関して、付随的に述べられているにすぎない。地理学においては次の様な論考があるが、本稿とは直接関係ないと思われたので、詳しい紹介はさけた。
- 伊達宗泰「畿内とは——考古地理学の立場から——」、ヒストリア77, 1977, 25～36頁。藤岡謙二郎「近畿圏と畿内圏との対比」、地理13—11, 1968, 12～17頁。同「近畿圏の形成とその歴史地理学的分析」, 前掲 4)『近畿圏』, 25～36頁。
- 24) 前掲 2), 235頁。
- 25) Gold, J. R.: *An Introduction to Behavioural Geography*, Oxford Univ. Press, 1980, p. 3。
- 26) 上掲, p. 5。
- 27) Walmsley, D. J. & Lewis, G. J., *Human Geography—Behavioural Approaches—*, Longman, 1984。
- 若林芳樹「行動地理学の現状と問題点」, 人文地理37—2, 1985, 52～70頁。他。
- 28) Tuan, Y. F., 'Literature and Geography: Implications for Geographical Research'(Ley, D. & Samuels, M. S. ed.: *Humanistic Geography: Prospects and Problems*. Croom Helm, 1978, pp. 194-206)
- 29) 佐々木高弘「『畿内の四至』と各都城ネットワークから見た古代の領域認知——点から線(面)への表示——」待兼山論叢20, 1986, 21～38頁。
- 30) Leyhausen, P., 'Dominance and Territoriality as Complemented in Mammalian Social Structure', (Esser, A. H. ed.: *Behaviour and Environment; The Use of Space by Animals and Men*, Plenum Press, 1971, pp. 22-33)
- 31) Barnett, S. A., 'Instinct' and 'Intelligence': *The Science of Behaviour in Animals and Men*, MacGibbon & Kee, 1967 (伊谷純一郎他訳『動物と人の行動・I』, みすず書房, 1971, 135頁)
- 32) Krebs, J. R. & Davies, N. B., *An Introduction to Behavioural Ecology*, Blackwell Scientific Publication Ltd., 1981 (城田安幸他訳『行動生態学を学ぶ人に』, 蒼樹書房, 1984, 314～315頁)
- 33) Gold, J. R., 'Territoriality and Human Spatial Behaviour'. *Progress in Human Geography* 6, 1982, pp. 44-67。
- 34) Lorenz, K., *Das Sogenannte Böse*, Dr. G. Borotha-Schoeler Verlag, 1963 (日高敏高他訳『攻撃』, みすず書房, 1970)
- 35) 徳田喜三郎他「『縄張り』の人間行動学」, 科学朝日 7, 1983, 79頁。
- 36) Sommer, R., *Personal Space: The Behavioral Basis of Design*, Prentice-Hall, 1969。(穂山貞登訳『人間の空間』, 鹿島出版会, 1972, 76頁)
- 37) 前掲 2), 239頁。
- 38) 前掲 36), 21～41頁。
- 39) 関塞という表現を使用したのは、史料上で著名な三関等や関市令に見える関よりも時代的に古く、若干性格も違う可能性があるという点と、改新の詔で関塞という表現を採っているからである。
- 40) 前掲 1), 224頁。
- 41) 『令義解』, 新訂増補国史大系, 吉川弘文館, 1983, 297～302頁。
- 42) 『続日本紀』, 新訂増補国史大系, 吉川弘文館, 1985, 前篇, 20頁。
- 43) 野田嶺志『律令国家の軍事制』吉川弘文館, 1984, 20頁。
- 44) 土屋文明『萬葉集私注』筑摩書房, 1969, 第4巻, 427～431頁。
- 45) 『古事記』, 倉野憲司校注, 岩波文庫, 1963, 112頁。
- 46) 岸 俊男「古道の歴史」(前掲 2), 96頁)
- 47) 吉本昌弘「播磨国明石駅家・摂津国須磨駅家間の古代駅路」, 歴史地理学, 128, 1985, 23頁。『神戸史談』233, 1973, 101頁。
- 48) 『日本後紀』新訂増補国史大系, 第3巻, 吉川弘文館, 1966, 85頁。
- 49) 岸 俊男『日本古代政治史研究』塙書房, 1966, 179～183頁。
- 50) 関塞の立地に必要な場所を考えた時、烽や軍団の駐屯地等が考えられ、かなりの広さの空間を考えねばならず、それらの空間すべての関塞と呼ぶのか、道を塞ぐ地点を関塞と呼ぶのかの混乱をさけるために、関塞と烽と軍団の駐屯地を合わせて防衛地点の構造と呼びたい。
- 51) 前掲42), 461頁。

- 52) 前掲 42), 468頁。
- 53) 前掲 42), 471頁。
- 54) 木下 良「三関跡考定試論」(『人文地理学論叢』, 柳原書店, 1971), 594頁。
- 55) 藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』大明堂, 1960, 80頁。
- 56) 前掲 41), 198頁。
- 57) 前掲 41), 201頁。
- 58) 前掲 41), 201頁に「分番上下」という表現が使われている。
- 59) 日野尚志「軍団の歴史地理学的研究——西海道を中心にして——」歴史地理学会会報86, 1976, 28頁。
- 60) 足利健亮『日本古代地理研究』, 大明堂, 1985, 295頁。
- 61) 前掲 1), 311頁。
- 62) 中 貞夫『名張市史』名張市役所, 1974, 57頁。
- 63) 前掲 60)。
- 64) 福永正三『秘蔵の国』, 地人書房, 1972, 139頁。
- 65) 藤本利治「伊賀国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅰ』, 大明堂, 1978), 139頁。
- 66) 前掲 55)。
- 67) 前掲 59)。
- 68) 金坂清則「古代越前国地域整備計画についての一試論——今立・丹生郡を中心に——」(田中喜男編『日本海地域史研究 第五輯』, 文献出版, 1984), 183~306頁。
- 69) 前掲 62)。
- 70) 前掲 64)。
- 71) 前掲 62), 80頁。
- 72) この空中写真法は, 工藤晴正・中村良夫・樋口忠彦「大衆化と巨大化時代における視覚的問題(2)」(Glass & Architecture 67-5, 1967, 12~18頁)によって開発された。空中写真上で任意に視点を置き, 可視・不可視領域を実体視によって求める。
- 73) 藤岡謙二郎・山崎謹哉・足利健亮編『日本歴史地理用語辞典』, 柏書房, 1981, 411頁。
- 74) 前掲 41), 201頁。
- 75) 松尾俊郎『地名の探究』, 新人物往来社, 1985, 236頁。
- 桑原公徳「美濃国」, (藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅱ』, 大明堂, 1978), 9~10頁。
- 足利健亮「下ッ道の拡がりとうつろい」環境文化40, 1979, 29頁。
- 前掲 54), 596頁。
- 76) 楠原佑介他編著『古代地名語源辞典』, 東京堂出版, 1981, 148頁。
- 77) 『錦生村郷土資料』, 1940。
- 78) 岩田孝三『関址と藩界』, 校倉書房, 1962, 16頁。
- 79) 亀田隆之『壬申の乱』, 至文堂, 1966, 116~117頁。
- 80) 『三国地誌 第二巻』, 大日本地誌大系33, 雄山閣, 1970, 107頁。
- 81) 前掲 79)。
- 82) 前掲 77)。
- 83) 前掲 1), 333~335頁。
- 84) 前掲 62), 58頁。
- 85) 佐々木高弘『『赤石の櫛淵』と『紀伊の兄山』の関塞的性格について——『畿内の四至』の位置選定理由をめぐって——』日本学報7, 1988, 75~97頁。
- 86) Territoriality から見た四至畿内のまとめ的な内容や, 表示行動ならびに, 三関との関係については, 人文地理学会第173回例会(1988年2月13日, 京都大学楽友会館)で発表した。

〔付記〕

本稿の作成にあたり貴重な御助言をして頂いた大阪大学文学部の矢守一彦先生, 高橋正先生, 教養部の金坂清則先生に厚く御礼申し上げます。なお本稿は, 1986年度人文地理学会大会(於名古屋大学)で発表した内容に加筆・修正を施したものである。

最後に, 昭和63年3月31日をもって退官された樋口節夫先生に小稿を献呈させていただきます。

A DEFENSIVE CHARACTER OF 'KINAI-NO-SHIISHI'
; A CASE OF 'NABARI-NO-YOKAWA'

Takahiro SASAKI

Some observations are made here to explore reasons as to the locations of the 'kinai-no-shiishi'. The 'kinai-no-shiishi' were four points designating the limits of the ancient Japanese Imperial territory in the Ritsu-ryō period.

Working from an initial hypothesis based on the concept of "territoriality" set forward by the behavioural sciences, an assumption is made that the 'kinai-no-shiishi' were located in order to set up barriers (seki-soko) which were defensive by nature. In order to verify this hypothesis historical documentation of one point 'nabari-no-yokawa' was analyzed to see if this possibility existed. The 'nabari-no-yokawa' was located at the eastern most limit of the territory (nabari city).

Also the locational conditions of this area were investigated from the perspective of historical geography. This involves a consideration as to the possibility that conditions existed to support military garrisons, situate a smoke signal system (tobuhi) and act as a defensive barrier.

As a result the locational conditions of 'nabari-no yokawa' are shown to have all the characteristics required for a defensive function. Therefore it can be said that the 'kinai-no-shiishi' were not merely located to indicate territorial limits but also were situated with a definite functional purpose in mind.